

地域住宅計画

計画の名称	地域住宅計画（神奈川県地域第3期）	
都道府県名	神奈川県	作成主体名 神奈川県及び横須賀市等30市町村
計画期間	平成 29 年度 ~ 33 年度	

1 地域の住宅政策の経緯及び現況

当該地域は関東平野の南西部に位置し、戦後、人口や産業の急速な集積を受けて、既成市街地の外延化、鉄道沿線の大規模な開発により、丘陵部の農地・山林が宅地化された。その結果、県の東部にかけて市町の区域を越えて連担した市街地が形成された。また、オイルショック後は、住宅政策が量から質への転換がうたわれた中で「良好な住環境の確保」を政策目標に掲げ、施策展開を図った。また、地価高騰の影響からミニ開発が進み、住宅地のスプロール化が進行していった。

現在は、2,416平方キロメートルの地域に約913万人が生活している。平成25年住宅・土地統計調査によると、地域の住宅総数は約435万1千戸で、世帯数約387万2千戸を上回っているが、最低居住面積水準未滿世帯の割合を見ると8.8%と全国平均の7.1%を上回っている。また、80万3千200戸が昭和56年より前に建設されたストックであり、耐震性が確認されていない住宅が多数存在する。

一方、住宅のセーフティネットとなる公営住宅については、県営約4万5千戸、市町営約6万3千戸を有しているが、その多くが昭和40年代以前に建設されたものであり、今後、建替等による更新が必要となってくる。

2 課題

- 【人口・世帯】
 - 少子高齢化が進む中、人口が今後しばらく増加する地域とすでに人口減少期に入っている地域があるため、地域の実情にあった住宅施策を展開する必要がある。
 - 高齢者世帯（後期高齢者、孤立化が懸念される高齢単身世帯等）、低額所得者世帯、ひとり親と子世帯などの住宅確保配慮者と居住の不安定な低所得の若年・中高年単身世帯等が増加している状況にあるため、個々の実情にあった住宅施策を展開する必要がある。
- 【住宅】
 - 本県の住宅ストックは、一貫して増加してきている一方、空き家も増加傾向にあるため、空き家の予防や適切な管理を促進する仕組みが求められている。
 - 空き家や高齢年化した住宅ストックも増加傾向にあるため、リノベーションなども考慮した新たな利活用の方策が求められている。
 - 民間借家などにおいては、最低居住面積水準未滿の住宅もいまだ見受けられるため、引き続き住宅の質を向上させるための施策を展開する必要がある。
 - 老朽化した公営住宅等が多数存在し、建て替えや機能改善、必要とする供給量の確保が必要となっている。
 - これらに対処しては、これまでも厳しい財政状況の中で長寿命化を主体とした対策を図ってきたが、新たな課題に対しても出来るだけ現在のストックを有効活用して対応することや民間を活用したPPP/PFI等の新たな手法を導入する必要がある。
 - 公営住宅等は、周辺地域に比べて高齢化が進んでいることから、高齢者世帯への対応や子育て世帯を呼び寄せるための取組が必要となっている。
 - 民間住宅では高齢化と居住者の高齢化が進む分譲マンションの適正な管理や長寿命化などが問題となっている。
 - 【住生活・まちづくり】
 - 住宅地に住む世帯の高齢化などにより、地域のコミュニティの衰退など地域全体の活力が低下しているため、様々な人的・物的な地域資源を活用して住まいまわりの取組が必要がある。
 - 「地震時の住宅の安全性」を重要とする県民からの調査回答が多く、大規模地震等の発生への切迫性が指摘されていることから、大規模災害への備えは引き続き取り組んでいく必要がある。
 - 【その他】
 - 県民の住生活に係る現状と課題は、多様化し複合的になってきている一方、社会状況の変化による新たな課題も出てきているため、地域の実情や県民個々の実情にあった「総合的な取組」や「多彩で多様な神奈川の魅力を活かした取組」に留意しながら、施策を展開する必要がある。

3. 計画の目標

『人生100歳時代に向けて、全ての県民が、安心して、安全で良質な住宅に住み、ともに支えあいが、魅力あふれ、質の高い住生活が送れる住まいづくりの実現』

目標1 若年・子育て世帯などが安心して暮らせる住生活の実現、目標2 高齢者の多様な住生活の実現、目標3 住宅確保要配慮者の居住の安定確保、目標4 住宅の資産価値が低下しないしくみについてのムーブメントの創出、安全で良質な住宅ストックの形成と有効活用、目標5 安全で良質な住宅ストックの形成と有効活用、目標6 空き家の適切な管理と利活用の促進、目標7 住生活に関連した地域経済の活性化、目標8 まち・住宅の魅力の維持・向上と大規模災害への備え、目標9 多彩で多様な神奈川の魅力を活かした住生活の実現

4. 目標を定量化する指標等

指標	単位	定義	従前値		目標値	
			基準年度	従前値	基準年度	目標年度
長寿命化計画の計画最終年度における達成率	%	(長寿命化計画に位置付けられた改修実施戸数)/(長寿命化計画に位置付けられた改修予定戸数)	H29 (年度当初)	0%	100%	H33
子育て世帯における誘導居住面積水準の達成率	%		H25	30.9%	38.9%	H33
高齢者や障害者等に配慮した住宅の整備	%	高齢者の居住する住宅における、2箇所以上の手すり設置、又は屋内の段差解消のいずれかを実施した住宅ストックの割合(住宅土地統計調査)	H25	40.2%	46.4%	H33
地震に強い住宅の割合	%	住宅ストック全体のうち、新耐震基準(S56年基準)と同程度の耐震性を有する住宅ストックの比率(住宅・土地統計調査)	H25	89.0%	95.6%	H33
地域住民の視点に立った住宅政策を地域の実情に応じて総合的に推進するための体制づくりの県域での対応状況(補足的指標とする。)	団体	市町村住宅マスタープラン等を定めた市町村数	H29 (年度当初)	6団体	9団体	H33
空き家の適切な管理と利活用の促進及び空き家化の予防のための総合的な施策が展開されるための体制づくりの県域での対応状況(補足的指標とする。)	団体	空き家対策計画を策定した市町村数	H29 (年度当初)	7団体	19団体	H33
多様化する低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などが、安心して暮らせる住宅を確保するための体制づくりの県域での対応状況(補足的指標とする。)	団体	居住支援体制を整備している市町村数	H29 (年度当初)	7団体	14団体	H33
PPP/PFI等を公営住宅等の連携の際の手法として導入した団体数(補足的指標とする。)	団体	PPP/PFI等を公営住宅等の連携の際の手法として導入した団体数(により(補足的指標とする。))	H29 (年度当初)	1団体	5団体	H33
住みよいと感じている住民(補足的指標とする。)	%	県民ニーズ調査において、現在住んでいる地域が、「大変住みよい」、「どちらかといえはすみよい」と回答した比率	H27	70.3%	73.1%	H33

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

【公営住宅等】

- 地域における住宅セーフティネットの機能向上を図るため、公営住宅等の建替・買取・借上、新規供給を行う(用地取得も含む)とともに、既存公営住宅等の機能改善、環境改善及び不良住宅等の除却を行う。
- 公営住宅等を効率的に整備及び管理するために、長寿命化を推進するための台帳整備を行う。
- 公営住宅等長寿命化計画策定指針(平成28年8月 国土交通省)に基づき公営住宅長寿命化計画の改訂を行う。
- 公営住宅等長寿命化計画策定指針(平成28年8月 国土交通省)に基づき公営住宅長寿命化計画の改訂を行う。
- 公営住宅等長寿命化計画策定指針(平成28年8月 国土交通省)に基づき公営住宅長寿命化計画の改訂を行う。
- 公営住宅等供給促進緊急助成事業費補助金等を受けて用地を取得した団地の整備を行う。
平成28年度着手 平成29年度完成予定(建設戸数60戸) 平成30年度以降完成予定(建設戸数120戸)
神奈川県営阿久和団地
(仮称)厚木市営戸室ハイツ2
平成27年度以降基本計画・基本設計委託を進める。(建設戸数70戸)
- 地域優良賃貸住宅制度要綱第4条第9号で規定する地域優良賃貸住宅の整備を促進すべき地域を松田町、山北町及び清川村地域とする。
- 建替え等が行われる公営住宅(100戸以上)については、原則として、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設を併設する。
- 公営住宅等の整備に際しては、PPP/PFI等の導入をはかる。

【安全・安心】

- 高齢者や障害者等誰もが安心して暮らせる環境を整備するため、既存住宅改良工事に対する助成を行うとともに、また高齢者等の入居を拒まない民間住宅の登録や情報提供を行う。
- 住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、外国人、子育て世帯)の入居促進に向けたあんしん賃貸支援を行う。
- 神奈川県居住支援協議会を活用し、住宅確保要配慮者への居住支援を行う。
- 高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保を推進するため、生活支援サービス等を行うための施設を整備し、地域の福祉拠点化を図る。
- 民間賃貸住宅の活用等による住宅確保要配慮者の入居の円滑化に関する取組みを支援するため、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業等を行う。
- 災害に対する都市の安全性を向上させ、被害を最小限に抑えるため、既存住宅耐震改修等に対する助成、災害時の避難所となる公共建築物の耐震補強を行うとともに、優良建築物等整備事業による市街地の環境の整備改善・良好な市街地住宅の供給、ブロック塀の撤去を行う。
- 公営住宅等の既設エレベーターにP波感知型地震時管制運転装置の設置や、戸開走行保護装置の設置を促進し、安全性の向上を行う。
- 安全安心なまちづくりを推進するため、防犯対策設備等の整備を行う。
- 地域福祉を推進するため、公営住宅に社会福祉施設を併設する。
- 公営住宅等を高齢者が健康で安心して住み続けられる団地に再生する取組みを進める。

【住環境・まちづくり】

○良好な住環境を創出するため、生け垣設置に対する助成を行うとともに、幹線道路や市町村道等の整備、宅地内にある下水道整備を行う。また、地区計画の策定や指定道路図等の策定のための基礎調査を行う。

○地域の活性化や地域コミュニティの維持再生のため、空き家住宅・建築物の活用や、不良住宅等の除却を行う。
なお、小規模住宅地区等改良事業制度要綱第4章第11第2項(1)及び第3項(1)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の計画的な除去を推進すべき区域を横須賀市内全域とする。

・同第2項(2)及び第3項(2)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の現況は、全戸数 196,300戸、空き家数 28,830戸、割合 14.7%

・同第2項(3)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除去に関する目標は各年度10件とする。

・同第3項(3)に定める不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の活用に関する目標は平成29年度から各年度1件とする。

○環境に配慮した住宅の普及のための助成を行う。

○地域への定住を促進するため、防犯対策設備等の整備、空き家の活用、移住体験施設の整備・運営支援、定住情報の提供、転入者等に対する助成等を行う。

○空き家の適正な管理、利活用の促進及び空き家化の予防のための事業を行う。

○市町村空家等対策計画の策定のための調査等を行う。

○少子高齢化や空き家の発生によって活力が低下している住宅地において居住コミュニティの創出・再生をめざして、子どもから高齢者までの多世代が近くに住み、互いに支え合う「多世代居住のまちづくり」に向けた取り組みや多世代居住を可能にするための補助等を行う。

【住情報・住宅相談】

○健全な住宅市場の形成及び民間住宅の有効活用を図るため、情報提供、マンション相談、リフォーム相談等を実施する。

【その他】

○勤労者等の住宅取得等の負担を軽減するため、住宅資金の利子補給を行う。

○居住コミュニティの形成や子育てを支援するため、コミュニティセンター及び子育て支援施設を整備する。

○市町村住宅マスタープラン(住生活基本計画)の策定のための調査等を行う。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等整備事業	神奈川県		5,763
公営住宅等ストック総合改善事業	神奈川県		8,455
改良住宅ストック総合改善事業	神奈川県		45
住宅地区改良事業等	横須賀市		8
住宅地区改良事業等	横須賀市		9
公営住宅等ストック総合改善事業	横須賀市		72
公営住宅等ストック総合改善事業	横須賀市		608
公営住宅等ストック総合改善事業	平塚市		414
公営住宅等ストック総合改善事業	藤沢市		235
公営住宅等ストック総合改善事業	小田原市		1,666
公営住宅等ストック総合改善事業	茅ヶ崎市		34
公営住宅等ストック総合改善事業	茅ヶ崎市		439
公営住宅等ストック総合改善事業	逗子市		52
公営住宅等ストック総合改善事業	逗子市		1,211
公営住宅等ストック総合改善事業	厚木市		49
公営住宅等ストック総合改善事業	大和市		530
公営住宅等ストック総合改善事業	伊勢原市		11
公営住宅等ストック総合改善事業	海老名市		161
公営住宅等ストック総合改善事業	海老名市		41
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	座間市		1,309
公営住宅等ストック総合改善事業	座間市		22
公営住宅等ストック総合改善事業	葉山町		30
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	大磯町		6
公営住宅等ストック総合改善事業	中井町		40
公営住宅等ストック総合改善事業	山北町		25
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	山北町		34
住宅地区改良事業等	湯河原町		254
地域優良賃貸住宅整備事業	清川村		1
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	清川村		21,524
社会資本整備総合交付金			
公営住宅等整備事業	横須賀市		3,857
公営住宅等整備事業	鎌倉市		5,659
地域優良賃貸住宅整備事業	松田町		554
公的賃貸住宅家賃低廉化事業	松田町		10
地域優良賃貸住宅整備事業	山北町		718
社会資本整備総合交付金(重点)			10,798
公営住宅等整備事業	神奈川県		3,346
地域居住機能再生推進事業			3,346
公営住宅等整備事業	神奈川県		3,209
公営住宅等ストック総合改善事業	神奈川県		4,060
改良住宅ストック総合改善事業	神奈川県		43
公営住宅等ストック総合改善事業	横須賀市		4,516

住宅・建築物安全ストック形成事業	横須賀市	11
改良住宅ストック総合改善事業	横須賀市	168
公営住宅等ストック総合改善事業	平塚市	593
住宅・建築物安全ストック形成事業	鎌倉市	78
公営住宅等ストック総合改善事業	藤沢市	553
公営住宅等ストック総合改善事業	小田原市	496
公営住宅等ストック総合改善事業	厚木市	285
公営住宅等ストック総合改善事業	大和市	215
公営住宅等ストック総合改善事業	伊勢原市	140
公営住宅等ストック総合改善事業	海老名市	10
住宅・建築物安全ストック形成事業	座間市	48
住宅・建築物安全ストック形成事業	南足柄市	6
公営住宅等ストック総合改善事業	松田町	17
住宅・建築物安全ストック形成事業	愛川町	9
防災・安全交付金		14,457
合計		39,327

提案事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
地域住宅政策推進事業	公営住宅等改善事業	神奈川県		13
地域住宅政策推進事業	公営住宅移転費助成事業	神奈川県		39
地域住宅政策推進事業	公営住宅等再生事業	神奈川県		184
地域住宅政策推進事業	多世代居住のまちづくりの普及啓発等	神奈川県		25
地域住宅政策推進事業	住生活総合調査の附帯調査等	神奈川県		7
地域住宅政策推進事業	マンション管理組合に対する支援	神奈川県		7
地域住宅政策推進事業	サービス付高齢者向け住宅登録促進事業	神奈川県		23
地域住宅政策推進事業	住まい探しサポート活用事業	神奈川県		9
地域住宅政策推進事業	障害者向け住宅改良事業	神奈川県		162
地域住宅政策推進事業	マンション政策推進事業	横須賀市		3
地域住宅政策推進事業	高齢者居住安定事業	横須賀市		4
地域住宅政策推進事業	空き家解体費用助成事業	横須賀市		33
地域住宅政策推進事業	公営住宅移転費助成事業	横須賀市		20
地域住宅政策推進事業	公営住宅等除却事業	横須賀市		220
地域住宅政策推進事業	障害者向け住宅改良事業	横須賀市		54
地域住宅政策推進事業	公的賃貸住宅経営安定化事業	横須賀市		31
地域住宅政策推進事業	障がい者向け住宅改良事業	平塚市		25
地域住宅政策推進事業	生け垣設置事業	平塚市		2
地域住宅政策推進事業	公営住宅等除却事業	平塚市		201
地域住宅政策推進事業	民間住宅活用推進事業	鎌倉市		103
地域住宅政策推進事業	あんしん賃貸支援事業	鎌倉市		2
地域住宅政策推進事業	防犯灯設置事業	藤沢市		33
地域住宅政策推進事業	高齢者居住安定事業	藤沢市		2
地域住宅政策推進事業	藤沢市住宅マスタープラン策定の調査・分析事業	藤沢市		13
地域住宅政策推進事業	空き家利活用支援初期整備助成事業	藤沢市		15
地域住宅政策推進事業	障がい者向け住宅改良事業	藤沢市		11
地域住宅政策推進事業	公営住宅移転費助成事業	小田原市		9
地域住宅政策推進事業	多世代共生住宅等拠点整備事業	茅ヶ崎市		782
地域住宅政策推進事業	公営住宅周辺道路等整備事業	逗子市		26
地域住宅政策推進事業	公営住宅等駐車場整備事業	逗子市		2
地域住宅政策推進事業	公営住宅移転費等助成事業	逗子市		23
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補給事業	逗子市		10
地域住宅政策推進事業	環境対策推進事業	逗子市		26
地域住宅政策推進事業	生け垣設置事業	逗子市		2
地域住宅政策推進事業	住宅基本計画策定の調査・分析事業	厚木市		6
地域住宅政策推進事業	老朽空き家解体工事補助事業	厚木市		25
地域住宅政策推進事業	旧耐震改修空き家取得補助事業	厚木市		25
地域住宅政策推進事業	障害者向け住宅改良事業	大和市		23
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補給事業	大和市		2
地域住宅政策推進事業	あんしん賃貸支援事業	大和市		9
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補給事業	海老名市		18
地域住宅政策推進事業	公共下水道宅地内整備事業	海老名市		56
地域住宅政策推進事業	住宅改修助成事業	海老名市		9
地域住宅政策推進事業	公共下水道宅地内整備事業(市内全域)	座間市		13

地域住宅政策推進事業	防犯対策設備設置事業	座間市	30
地域住宅政策推進事業	火災警報器更新事業	座間市	6
地域住宅政策推進事業	障害者向け住宅改良事業	綾瀬市	14
地域住宅政策推進事業	空家等対策計画の調査・分析事業	綾瀬市	7
地域住宅政策推進事業	在宅高齢者住宅改修事業	葉山町	3
地域住宅政策推進事業	住宅リフォーム資金助成事業	葉山町	4
地域住宅政策推進事業	勤労者住宅資金利子補助事業	寒川町	1
地域住宅政策推進事業	勤労者個人住宅取得奨励事業	寒川町	75
地域住宅政策推進事業	住宅リフォーム等建築工事推進助成事業	寒川町	8
地域住宅政策推進事業	同居・近居推進事業	二宮町	6
地域住宅政策推進事業	勤労者住宅資金利子補助事業	二宮町	6
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補助事業	中井町	2
地域住宅政策推進事業	定住促進空き家活用事業	中井町	10
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補助事業	大井町	7
地域住宅政策推進事業	公的賃貸住宅整備事業/籠場住宅/21戸	松田町	174
地域住宅政策推進事業	公的賃貸住宅家賃低廉化事業/籠場住宅	松田町	16
地域住宅政策推進事業	公営住宅等除却事業	松田町	13
地域住宅政策推進事業	地域定住促進事業	山北町	15
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補助事業	山北町	8
地域住宅政策推進事業	公営住宅等除却事業	山北町	10
地域住宅政策推進事業	お試し住宅活用促進事業	山北町	5
地域住宅政策推進事業	山北駅北側元気づくりプラン推進事業	山北町	8
地域住宅政策推進事業	防犯対策設備設置事業	開成町	15
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補助事業	開成町	6
地域住宅政策推進事業	空家等対策計画調査・分析事業	箱根町	4
地域住宅政策推進事業	水洗便所改造等助成事業	湯河原町	3
地域住宅政策推進事業	町営丸山住宅家屋解体事業	湯河原町	27
地域住宅政策推進事業	空き家解体費補助事業	愛川町	3
地域住宅政策推進事業	空き家改修費補助事業	愛川町	6
地域住宅政策推進事業	空き家取得費補助事業	愛川町	9
地域住宅政策推進事業	三世代同居のための住宅改修費補助事業	愛川町	6
地域住宅政策推進事業	三世代同居のための住宅取得費補助事業	愛川町	21
地域住宅政策推進事業	地域優良賃貸住宅整備事業(駐車場)	清川村	6
地域住宅政策推進事業	住宅資金利子補助事業	清川村	8
地域住宅政策推進事業	防犯灯設置事業	清川村	2
地域住宅政策推進事業	防犯対策設備設置事業	清川村	4
地域住宅政策推進事業	住宅取得奨励金交付事業	清川村	15
地域住宅政策推進事業	公的賃貸住宅家賃低廉化事業/プレミアム中根	清川村	1
社会資本整備総合交付金			2,871
地域住宅政策推進事業	PFI事業者選定アドバイザリー業務	横須賀市	25
地域住宅政策推進事業	公営住宅集約候補地調査事業	鎌倉市	2
地域住宅政策推進事業	公営住宅等除去事業	鎌倉市	215
地域住宅政策推進事業	移転費補償事業	鎌倉市	2
地域住宅政策推進事業	地域優良賃貸住宅整備事業(駐車場等)	山北町	50
地域住宅政策推進事業	地域優良賃貸住宅整備事業(駐車場)	松田町	9
地域住宅政策推進事業	公営住宅等除却事業	松田町	33
社会資本整備総合交付金(重点)			336

地域住宅政策推進事業	公営住宅移転費助成事業	神奈川県	25
地域住宅政策推進事業	ブロック解消事業	平塚市	6
地域住宅政策推進事業	ブロック解消事業	鎌倉市	33
防災安全交付金			64
合計			2,935

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

【配慮入居者】

1 次に該当するものうち、60万1千円（平成21年4月1日以降に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条に定める供給計画の変更を行った特定優良賃貸住宅にあつては、48万7千円）を超える所得のある者

(1) 同居親族を有する者

(2) 法第6条第2項第2号の事業の実施に伴い住宅の明渡しの請求を受けた者

(3) 災害により住宅に被害を受け移転（一時移転を含む。）を必要とする者

(4) 住宅の建替え、改修等のため一時的に住宅を必要とする者

2 上記(1)から(4)に該当する者で、一定の収入（平均月収額が入居しよととする住戸家賃の4倍を超える収入をいう。）があるにも関わらず、各種控除の結果、所得要件を下回る者

【賃貸に関する事項】

配慮入居者については、入居者募集のための措置を講じたにも関わらず、3ヶ月以上の空き家である住戸について賃貸する。この場合、認定事業者は当該事由を知事に届けなければならない。

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

- 1 公営住宅への入居機会を拡大するとともに、真に住宅に困窮する世帯を支援するため、期限付き入居制度を導入する。
- 2 神奈川県借上公共賃貸住宅についても、8で記載した「配慮入居者」（ただし、平成22年4月1日から適用する。）の入居について同様の措置を採る。
- 3 現に独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅が存する区域（同機構が今後地域優良賃貸住宅（高齢者型）の供給を予定している区域に限る。）において、地域優良賃貸住宅（高齢者型）の整備の促進を行う。また、同機構が定めた供給計画に基づく地域優良賃貸住宅（子育て世帯型）を供給する。
- 4 県住宅供給公社相武台団地において、高齢者・子育て支援の複合施設整備を核とした団地活性化事業を行う。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。